

第三十一回 参議院農林水産委員会會議録第五号

昭和三十四年二月五日(木曜日)午前十時三十二分開会

委員の異動

十二月二十二日委員重宗雄三君及び黒川武雄君辞任につき、その補欠として重政庸徳君及び横川信夫君を議長において指名した。

十二月二十三日委員伊能芳雄君辞任につき、その補欠として西郷吉之助君を議長において指名した。

十二月二十五日委員横川信夫君辞任につき、その補欠として柴野和喜夫君を議長において指名した。

十二月二十六日委員西郷吉之助君辞任につき、その補欠として伊能芳雄君を議長において指名した。

一月二十六日委員島村軍次君辞任につき、その補欠として後藤文夫君を議長において指名した。

一月三十日委員田中茂穂君辞任につき、その補欠として植竹春彦君を議長において指名した。

一月三十一日委員植竹春彦君辞任につき、その補欠として田中茂穂君を議長において指名した。

本日委員柴野和喜夫君及び堀末治君辞任につき、その補欠として塩見俊二君及び大谷豊潤君を議長において指名した。

委員長の異動

一月二十八日関根久蔵君辞任につき、その補欠として秋山俊一郎君を議長において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

委員長 秋山俊一郎君
理事 雨森 常夫君
堀本 宜寛君
東 隆君
北 勝太郎君

委員

伊能 芳雄君
大谷 豊潤君
塩見 俊二君
関根 久蔵君
田中 茂穂君
仲原 善一君
河合 義一君
戸叶 武君
千田 正君

國務大臣

三浦 一雄君

政府委員

農林政務次官 石坂 繁君
農林大臣官房長 齋藤 誠君
農林省農林局長 須賀 賢二君
農林省農地局長 伊東 正義君
農林省振興局長 増田 盛君
農林省畜産局長 安田善一郎君
農林省蚕糸局長 大澤 融君
農林省食糧局長 渡部 伍良君
農林省林野局長 山崎 齊君
農林省水産局長 奥原日出男君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選

○農林水産政策に関する調査の件
(農林水産基本政策に関する件)

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○北海道寒冷地畑作営農改善資金金融臨時措置法案(内閣送付、予備審査)

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○商売価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○日本蚕繭事業団法案(内閣送付、予備審査)

○臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(秋山俊一郎君) それでは、ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、委員の變更についてお知らせいたします。

本日、柴野和喜夫君、堀末治君が辞任され、その補欠として塩見俊二君、大谷豊潤君が選任されました。

以上であります。

○委員長(秋山俊一郎君) 最初、理事の補欠互選についてお諮りいたします。

私の委員長就任に伴いまして理事が一名欠員になっておりますので、その補欠互選を行います。その方法は成規の手続を省略して便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、私より雨森常夫君を理事に指名いたします。

○委員長(秋山俊一郎君) 一昨日、農林省事務当局から、昭和三十四年度農林省関係予算案及び再開後の国会に提出予定の農林水産関係法律案について説明を聞いたのでありますが、本日は農林水産基本政策の件を議題にし、三浦農林大臣の説明を求めるところにいたします。

○國務大臣(三浦一雄君) 今国会に提出いたします農林関係予算案及び法律案につき、皆様の御協力を得て御審議をいただくに当りまして、これらの予算案の編成及び法律案の立案の基本となりまして農林水産行政の重点につきましまして、その概要を申し上げたいと存じます。

最近における農林水産業の生産は、技術の改良発達と投資の増大等により、長期経済計画の想定する生産目標に照らし、米を初めとして順調な伸長が見られ、その結果、食糧輸入量は引き続き減小し、外貨の節約に寄与するとともに、国内購買市場安定の有力な要因ともなり、国民経済の安定的成長に農林漁業の果たしている役割はまことに重要なものがあるものであります。

しかしその反面、農林漁業の生産の伸長と相俟ってその生産性と所得は増加しつつあるものの、なお、他産業との間に相当の較差がある現状にかんがみ、今後におきまして、国民経済の成長する中において、経済の均衡ある発展をはかり、農山漁家の福祉の増進を期すること、少と農林漁業政策の究極の目標であるのみならず、国民経済の質的改善に資するゆえんと考えるのであります。これがためには、従来にまさる努力を積み重ねなければならぬことを痛感する次第であります。

従いまして、政府といたしましては、これまでの各般にわたる施策の充実強化をはかり、農林漁業のよって立つ基盤を培うとともに、商品生産の進展にも即応して生産、流通にわたり、経営の健全化と近代化を推進して、農山漁家の生活の安定向上に努めることはもとより、さらに、この際、農林漁業政策の基本について再検討を加え、新しい施策の展開をはかる方針のもとに、三十四年度の予算の編成及び所要の法律案の立案をいたすこととした次第でございます。

その施策の重点につきまして、その概要を申し上げます。

重点の第一は、長期的観点に立つて、食糧の総合的自給度の向上と、資源の維持培養をはかることを目標と

し、生産基盤の整備強化を推進することであります。

まず農業につきましては、土地改良事業、開拓事業の推進をはかり、農業のよって立つ生産基盤を強化するため、三十四年度は食糧増産対策事業の経費を大幅に増加するとともに、さらに特定土地改良工事特別会計、愛知用水公団及び農林漁業金融公庫等に対する政府資金の投入を増額いたしました。また、経済計画第二年度として、土地改良事業、開拓事業の計画的実施を推進して参る所存であります。

土地改良事業につきましては、事業量の拡大による事業の早期完成をはかることに留意するとともに、特に同一水系における国営事業と関連都府県営事業の進捗度の不均衡を是正いたしまして、事業の効率的促進をはかることを基本方針といたして参りたいと考えております。

すなわち、国営事業につきましては特定土地改良工事特別会計において、計画年次内の完成を期するとともに、他の一般国営土地改良事業におきましても、ダム、頭首工等の施設を有する地区及び早期効果の発生の期待できる地区に重点を置きまして事業の効果的実施をはかつて参る所存であります。

また、都道府県営土地改良事業につきましては、事業量の拡大をはかり、国営事業と関連のある事業の進捗をはかる等、さきに述べました基本方針に即して進めて参りたいと考えております。

団体営灌漑排水事業につきましては、補助、非補助のそれぞれの事業を通じまして、その重点を、基幹工事の末端工事の早期完成と、積寒、渾田、

急傾斜等特殊立地帯農業振興計画の実施の促進に置きまして、適切な運用をはかることといたしました。特に、前年創設いたしました小団地等非補助土地改良事業助成基金制度に基づく低利融資事業につきましては、資金ワラを大幅に増大して事業の伸長を期しております。

なお、干拓事業につきましては、特定土地改良特別会計におきまして事業量の拡大をはかりますとともに、特に、八郎潟干拓事業につきましては、重要工事である中央干拓工事の本格的着工にかかる所存であります。

また、農地集団化事業の促進をはかるため、従来の交換分合、換地計画を推進いたしますこととあわせて、集団化事業と関連する農道につき特にその助成を行い、事業の促進をはかることといたして参ります。

愛知用水公団事業につきましては、本格的な工事体制が整いました事情に即応いたしまして必要な国費及び政府資金を計上し、工事の進捗に支障のないことを期して参ります。

次に、開拓事業につきましては、重点を既入植者の営農安定対策に置き、開拓管農の振興を強力に推進することといたして参ります。すなわち、管農不振の開拓地におきまして、開墾建設工事の促進と、必要追加工事の実施をいたしますとともに、これらの建設工事と並行いたしまして、振興計画達成に必要な追加管農資金の大幅増額、旧債の整理促進、開拓融資保証ワラの増大、管農指導体制の強化等を実施することとし、振興計画の目標達成を促進することといたしました。

新規入植につきましては、管農安定

が確実と見込まれる地区に限定することとし、前年度改訂いたしました基本管農類型の適用の拡大をはかり、管農の早期確立を期することといたして参ります。

防災事業につきましては、最近における災害発生状況にかんがみ、特段の留意を払い、防災ため池、老朽ため池、農地保全等それぞれの計画に基づいて事業の増強をはかることといたして参ります。

これら土地改良事業及び開拓事業につきまして、長期的観点から事業の計画的推進を確保するため、調査計画の拡充をはかることといたして参ります。

土地改良計画につきましては、農業技術の進歩、管農の動向等に即応して水資源の高度利用をはかるため、早期栽培地域水利調査、水資源開発基礎調査、地下水調査、田畑輪換の指導等をさらに積極的に進めるとして、開拓計画につきましては、開拓事業実施要綱に基づき、基礎調査、基本計画及び実施計画を実施することといたして参ります。

さらに、以上のような施策の円滑な実施をはかりましたために、三十四年度より、名古屋にありまます名古屋建設事務所を農地事務局に昇格いたしました。機構の整備をはかりたいと考えて参ります。

次に、治山、造林、林道事業につきましては、今後増大する木材需要に即して森林資源の育成とその開発を促進するとともに、治山、治水事業の重点的施行に努めて国土の保全をはかり、特に保安林につきましては、それがきわめて公共性の強い性格を有しますため、この整備と維持管理をはかるた

め、水源林造成事業を拡充し、かつ、損失補償事務も整備したいと考えて、それらの事業費の拡充を期することといたして参ります。さらに、三十四年度におきましては、国有林野事業特別会計の国有林協力を強化することといたして参ります。

すなわち、その第一は、国有林野事業特別会計の資金を活用し、国有林と民有林が併存する特定地域における奥地幹線林道の開設、改良等を国が森林開発公団に委託して実施させるよう所要の法律改正案を提出したいと考えて参ります。第二は、造林事業の拡大を目的として、一般会計より、造林資金として農林漁業金融公庫に出資し、融資造林の促進をはかるため特別に長期低利の資金の貸付をすることといたして参ります。

これらのほか、国有林野事業特別会計の民有林協力の事業といたしましては、林木育種事業の拡充強化及び国有林に隣接する地元農山漁村のために、放牧採草共用林野や、薪炭林共用林野の改良事業等を拡充して参りたいと考えて参ります。

次に水産業につきましては、その生産基盤である漁港の整備につきまして、漁港整備計画に基づく修築事業の早期完成を期し、全国六〇四港の整備事業を計画的に実施するとともに、局部改良事業及び区域内の保全施設の拡充をはかることといたして参ります。

なお、漁港関係事業量の増大にかんがみまして、行政機構を拡充し、水産庁に新たに漁港部を設置することといたす考えであります。

また、漁港の整備と相俟って新漁場の開発のため、東西カムチャッカ等漁

場の開発調査を引き続き行うことといたして参ります。

重点の第二といたしましては、農山漁家の経営の健全化と近代化を推進し、あわせて、立地に応じ地帯帯その他についての地域的な振興策を強化することとあります。

まず、農業につきましては、従来に引き続き、水稲生産力の安定向上をはかりますとともに、昨年度に引き続き畑作の振興対策事業を強力に実施する所存であります。このため、畑作機械化の促進のほか、三十四年度より新たに畑地力の保全培養をはかる地力保全事業と、畑地生産力向上の障害となつてゐる二葉病害虫の防除を積極的に開始するとともに、商品性の高い畑作物の導入、生産及び流通改善に努力する一方、畑地灌漑事業につきましても、

都道府県営、団体営事業を通じまして、補助率の引き上げを行う等その推進をはかることといたして参ります。また、これらの措置と相俟って農業改良資金制度及び畑作関係試験研究体制を拡充するとともに園芸、畜産等、畑作関係特設普及員の増員、畑作総合指導施設の新設等、農業改良普及組織の強化拡充を行うことといたして参ります。

また、寒冷地農業振興対策といたしましては、引き続き国有の家畜及びトラクターの貸付事業を実施いたしますほか、特に、北海道における畑作管農改善対策といたしまして、立法措置を講じて管農改善に必要な農林漁業資金を融通することといたして参ります。

特に、重要畑作物であるテンサイにつきましては、甘味資源の自給力強化を目的として、東北地方にその導入を

はかるため、現地における試作と導入の可能性についての経済調査を実施するとともに、暖地テンサイ生産改良試験を実施することとしてその生産の振興をはかるほか、テンサイ糖業の自立体制を確立するため、三十四年度から砂糖消費税の引き下げと、関税の引き上げの振替措置を行うことにより、テンサイ糖業の自立振興が可能となるよう措置したのであります。なお、テンサイの生産及びテンサイ糖の製造の改良発達ははかるための試験研究等の業務を行う特殊法人日本テンサイ糖振興会(仮称)を設立することとし、これに對して、政府出資を行うこととしたのであります。

次に畜産につきましましては、わが国食糧消費構成の高度化の趨勢に對應し、かつ、今後のわが国農業経営の合理化と発展のための根幹であることにかんがみまして、長期的観点に立つて、総合的な振興施策を講じて参る所存であります。

第一に、酪農対策につきましましては、生産から流通、消費にわたり一貫して改善をはかって参るため、今国会に酪農振興法の一部改正案を提案いたすこととしておりますが、これにより、まづ生産面につきましましては、主要酪農地帯に酪農経営改善安定地区を設け、酪農経営改善計画の樹立実行をはかることとし、これがため、自給飼料増産の推進、搾乳期間の適正化及び乳牛経済能力検定事業の新規実施、生乳品質改善事業の継続実施等の措置を講ずるほか、畜舎、サイロ等の付帯施設の整備のため農林漁業資金、農業改良資金等の必要資金を確保して、計画的な酪農経営の改善安定をはかるとともに、都

道府県畜産会が行う畜産技術経営診断指導事業につきましましては、酪農経営改善安定地区に對する濃密指導の強化を実施することとしたのであります。生乳取引につきましましては、その契約の適正化、生産者による共販の促進等をはかるほか、取引について生じた紛争をあっせん調停するための組織を中央、地方を通じて確立する考えでありま

す。次に牛乳乳製品の生産と消費との均衡に格段の意を注ぐこととし、牛乳乳製品による学校給食の拡充恒久化を期するほか、余剰乳製品の調整保管、牛乳乳製品の消費宣伝事業の推進等を行うこととしたのであります。

第二に、家畜の導入につきましましては、既存の各種施設を活用して、引き続きその導入の促進をはかって参ります。特に三十四年度は養蚕転換に伴う養蚕改善に資することを考慮し、綿羊の導入の強化をはかることとしたのであります。

第三に、飼料対策につきましましては、草地改良及び自給飼料増産事業を計画的に拡大強化して、畜産農家の飼料自給度の向上を期することとし、このためとくに高度集約牧野造成改良事業を拡大実施して参るほか、新たに大規模草地改良を行うために必要な調査設計の直轄実施、農業改良資金制度による飼料畑の造成、または、更新のための資金の貸付、乾草調製施設の設置助成等を取り上げることとしたのであります。

なお、流通飼料につきましても輸入飼料に對する政府の需給操作力の強化等により需給及び価格の安定をはかって参りたいと考えております。

第四に、種畜対策につきましましては、引き続き種畜の確保に努めるとともに、養鶏振興に資するため優良系統雞の導入を目的とした種鶏場、孵化場の登録事業を助成するほか、国立種畜牧場の整備計画の一環として、新冠、鳥取両種畜牧場の整備の促進に着手するほか、優良系統の選抜普及をはかるための豚、肉用能力検定施設の新設及び肉牛、資源の開発の根拠地となるべき寒地地和牛指導施設の新設等をはかることとしたのであります。

なお、これらのほか、家畜衛生対策の強化につきましましては、都道府県の家畜保健衛生所に對する家畜衛生車の配置等により、防疫事業の強化拡充をはかることとしたのであります。

また、畜産振興の一環といたしましては、家畜共済制度の整備強化をはかることとし、家畜の病傷事故の増加に伴い、共済掛金率の増大を来たすことにかんがみ、農家の掛金負担の軽減をはかるため、所要の予算措置を講じ、これに伴う所要の法律改正を行うこととしたのであります。

次に蚕糸業につきましましては、昨年末の繭及び生糸の異常な需給事情の変動に對処し、最低糸価及び最低繭価の改訂と桑園整理の助成を行い、当面の価格の安定をはかるための措置を講じたのであります。今後、蚕糸業が安定した産業としての基盤を持つための恒久対策に對しては蚕糸業振興審議会に諮って、引き続き検討をいたしますとともに、次のような点に重点を置いて施策を進める所存であります。

まず、生産の合理化を推進するため、年間桑葉育の普及をはかるとともに、蚕業技術普及体制を強化することとしたのであります。技術普及員の待遇改

善及び現地活動の機動力の強化をはかることとした次第でございます。

さらに、繭及び生糸の需給事情の安定のため、養蚕農家が行う桑園の整理に對しまして、引き続き助成を行いますとともに、その後の指導につきましても万全を期する所存であります。また、需要の増進をはかることの緊要性にかんがみ、今回、養蚕団体を含め広く関係業界の協力を得て、市場開拓のための宣伝活動の拡充をはかりま

す。また、生糸の新規用途の開拓のため特段の考慮を払うこととしたのであります。

なお、繭糸価格の安定対策につきましましては、前に申し上げましたように、現行の価格安定制度の再検討を要すると思えますが、三十四年度におきましては、とりあえず現在とております繭糸価格安定に関する臨時措置法の延長をいたしますと同時に、養蚕団体が自主的に繭価を適正水準に維持するため、の販売努力をするよりどころとなる機関として、新たに政府出資による日本蚕糸事業団(仮称)を設立することとし、このための立法措置を考へておる次第であります。また、現行の糸価安定特別会計は、大量に保管いたします生糸の管理費用の増大と糸価の下落による損失を見込んで、三十四年度におきまして、一般会計から二十億円を同特別会計に繰り入れることとしたのであります。業務の運営に支障のないよう措置いたしたのであります。

林業につきましましては、森林経営の集約化及び合理化につきましまして、従前の諸施策の強化をいたしますとともに、三十四年度より新たに、木炭の流通の合理化と生産者所得の安定に寄与する

ため、系統機関等による木炭の保管を推進し、流通の円滑化を期するほか、普及事業の運営強化、林木育種事業の拡充及び放牧採草共用林野や、新炭林共用林野の改良事業等の拡充をはかることとしたのであります。

水産業につきましましては、その基本的制度につきましまして、引き続き漁業制度調査会において検討を進めておりますが、三十四年度における振興措置といたしましては、特に沿岸漁業に重点を置きまして水産増殖事業を引き続き実施して参りますほか、沿岸漁業依存度の高い窮乏漁村の多い海域につきましまして、総合的な振興措置を講ずることとしたのであります。さらに、水産業改良普及事業につきましましては、その質的拡充強化をはかるため、従来の専門技術員のほか、新たに沿岸漁業改良普及員を設置すると同時に、都道府県水産試験場の強化、漁村青年活動の促進を行うこととしたのであります。また、漁業経営の安定をはかるため、漁業共済制度の試験実施を引き続きまして全国的規模において行なうほか、水産物の流通改善につきましても、流通事情の調査を継続いたしますとともに、新たに多獲性の大衆水産物の系統機関による共同保管の促進により、その自主的な流通調整をはかることとしたのであります。

次に、農地対策の強化と相俟って、自作農家の維持安定とその転落防止をはかるため、自作農維持創設資金ワックを増大して百億円といたし、資金需要にこたえることといたしましたほか、農山漁村の振興をはかるため、引き続き農山漁村建設総合対策を計画的に実施いたしますとともに、離島及び開拓

地のほか、新たに僻地農山村に対しても、電気導入事業について新たに助成の道を開くこととしたしております。また、新しい農山村の建設と、日本農業の一その発展のためには、次代の農業を担う人物の養成をはかることの重要性にかんがみ、農山村青年活動の一その助長をはかることとし、新たに中央地方を通じ研修施設の整備強化を行いたいと考えております。

また、農村人口の圧力を緩和し、あわせて二三男対策に資するため、農民の海外送出事業の態勢を強化するほか、農業移住振興基金の新設、青壮年の海外派遣、農業労働者の派米等移住事業の一その強力な推進を行うこととしております。

重点の第三といたしましては、農林畜水産物の商品化の進展に伴いまして、市場の拡大、需給及び価格の安定並びに流通機構の整備等につきまして積極的な措置を講ずることとしております。

まず、食糧の管理につきましては、米麦とも従来通りの管理方式を継続して参る考えのもとに、米の予約売渡制による集荷の推進によりまして政府買入量の増加とともに、需給上必要限度の輸入と相対して食糧の配給に万全を期して参りたい所存であります。

また、米麦以外の重要農産物につきましましては、必要に応じて政府買い上げの措置を講じ、その価格の低落の防止をはかつて参る考えであります。

また、繭糸、畜産物の需給及び価格の安定と消費拡大のための措置や、水産物及び木炭についての流通調整のための施設につきましては、すでに申し

上げました通りであります。さらに、生鮮食料品につきましては、臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会を設置いたしまして、中央卸売市場を初め、一般卸売市場及び産地市場対策につき検討を加えることとして参っております。

特に、青果物につきましては、市況速報の整備、産地事情の調査及び出荷調整の指導を行い共販体制の強化と適正な取引の推進をはかりたいと考えております。

農林水産物の輸出につきましては、海外市場の調査及び宣伝活動を強化するほか、米国、英国、北ア、欧州市場等につきまして、生糸、マグロ類、茶、みかん缶詰等の需要増進事業を行いまして、農林水産物の輸出の増進に努める所存であります。

農業生産資材の大宗をなす肥料につきましては、引き続き内需を確保し、輸出との調整を行うとともに、輸出赤字の国内転嫁を防止するための価格統制措置の継続をはかるため、本年七月末に失効する肥料二法を延長するため、所要の法律改正を行うこととして参っております。

次に、農林水産業諸団体につきましましては、機能と組織に際して、その活動促進をはかることとし、農業委員会につきましましては、新たに全国農業会議所及び都道府県農業会議の指導のもとに、農業委員会の事業としての農家台帳を整備して、農村振興に資する措置を講じ、また、農林漁業組合につきましましては、職員の資質向上のための研修及び養成に関する施設を拡充するほか、特に、農業協同組合につきましましては、自治監督制度の強化をはかるため

に、特段の措置を講ずることとしたいたしました。農業共済組合につきましても、職員給与の引き上げ等の措置を講じまして、その事業活動の促進をはかることとして参っております。さらに、さきに発足を見ました農林漁業団体職員共済組合につきましても、本年一月よりその事務を開始いたしましたので、その健全な発達をはかるため、所要の予算措置を講ずることとしたいたしました。

以上の施策に即応し、かつ、最近における技術の進展に即し、農林水産試験研究の重点化を期するため、前年度に引き続き畑作試験研究の体制の整備確立をいたしましては、放射線育種、草地造成、乳牛飼養標準の設定、土地利用調査、澱粉等の農林水産物加工利用等の試験研究を推進したいと考えて参っております。

一方、これに際しましては、研究管理の体制の刷新と、研究者の資質の向上に努め、研究の効率的な推進をはかる所存であります。

また、統計調査につきましましては、農林施策に必要な基礎的資料の整備にこそ力をいたすとともに、一九六〇年世界農業センサスの実施に万全を期したいと考えて参っております。

最後に、農林漁業基本問題調査会の設置について申し上げます。

すでに申し上げました通り、農林漁業の生産力は近年著しく増大しておりまして、国民経済の成長に寄与するところ大であったのでありますが、農山漁家の所得と、農林漁業の生産性につきましては、他産業のそれらと比較いたしますとき、なお相当の開きがあるものであります。これらの問題は、ひとり、農林漁業内部の問題として根本的

に解決を要するばかりでなく、国民経済の体質改善とその安定的成長を期する上におきまして総合的に解決を必要とする問題であると言えるのであります。従いまして、この際、総理府に、農林漁業に関する基本問題を調査審議するための調査会を設置いたしまして、各界の学識経験者の意見を聞き、農山漁家の生活の安定向上と農林漁業の生産性の向上を目的とする基本的施策の確立に資することとして参っております。

なお、この調査会の設置に即応いたしまして、農林省におきましても、調査会の調査審議活動を円滑にいたすため、所要の態勢の整備を行うこととして参っております。

以上、農林水産業施策の概要を申し上げたのでありますが、各位の一その御協力を得て、農林関係予算案及び法律案のすみやかな御審議をお願いいたす次第であります。

○委員長(秋山俊一) ただいまの説明に対する質疑は、日を改めて行うことにいたします。

○委員長(秋山俊一) 次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)、開拓融資保証法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案(閣法第八三三号)、農業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第九七号)、繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第九八号)、森林開発公団法の一部を改正する法律案(閣法第九九号)、日本蚕繭事業団法案(閣法第一〇

〇号)、臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案(閣法第一一四号)、いずれも内閣提出、予備審査を一括して議題といたします。

まず、提案理由の説明を求めます。○政府委員(石坂繁君) ただいま一括上程されました八法案の提案の理由を順次御説明申し上げます。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由から御説明申し上げます。

農林漁業金融公庫は、その設立以来六年、その前身である農林漁業資金融通特別会計時代をも通算いたしますとすでに八年間にわたり、農林漁業の生産力を維持増進するために必要な長期かつ低利の資金を融通して参りましたことは、各位のよく御承知のところでありまして、この間公庫の貸し付けに参りました資金の総額は、昭和三十三年度末において約二千二百億圓、その融資残高は、約千五百億圓に達する見込みであります。昭和三十三年度におきましては、前年度に引き続き、重要農林漁業施策に即応して、農林漁業の生産基盤の強化と経営の安定に必要な資金の融通を行うこととし、資本金の増額、融資条件の一部の変更等の措置を講ずるため、本法律案を提案した次第であります。

以下農林漁業金融公庫法の改正の内容について御説明申し上げます。第一点は、資本金の増額であります。昭和三十四年度における公庫の貸付予定計額は四百三十二億圓でありまして、前年度に比較して五十七億圓の増加となっておりますが、この四百三十二億圓の貸付を行うための原資は、年度内の資金交付所要額等を勘案

いたしまして、一般会計からの出資金七億円、産業投資特別会計からの出資金七十億円、借入金といたしまして資金運用部から八十五億円と簡易生命保険及び郵便年金特別会計から百三十億円並びに回収金等百二十億円合計四百十二億円となっております。以上の通り、政府が一般会計及び産業投資特別会計から七十七億円を出資することとなつておりますので、現行の資本金に関する規定を改正することといたしたものであります。

第二点は、造林に必要な資金の貸付にかかる貸付条件の変更であります。御承知の通り、造林事業は他の事業と異なり、その収益を得るに至りますまでにはかなりの長期間を要するものであり、そのため公庫は従来も他の事業に比較してかなり長期間の融資を行なつて参りましたが、さらに長期の据置期間を設けることによりまして、融資による造林のより一層の拡大を期待することとし、造林に必要な資金の貸付条件中償還期限及び据置期間を改めるものであります。

以上が、この法律案を提案いたす理由であります。

次に、開拓融資保証法の一部を改正する法律案の理由を御説明いたします。

戦後の開拓事業もすでに十余年を経過し、その間、約十五万戸の開拓者は、不利な立地条件やたび重なる天災等にも屈せず、日夜奮々と農業経営に精進し、一部には、既存農家の水準を越え、新しい畑作農業方式の先駆者となつてゐるものも少なくありませんが、他面、大部分の開拓者は、重なる悪条件のため、その努力にもかかわらず、

いまだに営農の基礎も確立せず、経営不振に悩んでゐる実情であります。

この現状に対処いたしまして、政府は、一昨年制定を見ました開拓農業振興臨時措置法を中心といたしまして、開墾建設工事の促進、営農資金の融資額の大幅な増額、経営の重圧となつてゐる負債の条件緩和等、これら開拓者の経営の安定に必要な各般の総合施策を逐次実施いたし、その成果を上げつつある次第であります。

昭和三十四年度は、前年に引き続き、一段とこれらの施策の拡充強化をはかることとし、その一環として、中央開拓融資保証協会に対する政府出資の増額を行うこととしたのであります。

すなわち、開拓者の必要とする営農資金のうち、大家畜、農用施設、農機具等の基本的生産手段を調達するため長期資金につきましては、昭和二十二年設置いたしました開拓者資金融通特別会計から政府資金を低利で融資する措置をとつて参りましたが、肥料、飼料、種苗あるいは中小家畜等を購入するための短期営農資金につきましては、開拓者の実情からその調達にはなだ困難でありましたので、昭和二十五年、農林中央金庫の協力を得て、開拓信用基金制度を創設し、その後、昭和二十八年に至り、開拓融資保証法を制定いたしまして、開拓融資の円滑化をはかる制度を確立したのであります。

この制度は、中央及び各都道府県に開拓融資保証協会を設立し、開拓者が金融機関から短期営農資金を借り入れる場合にその債務をこの協会が保証することによつて、資金の調達を容易ならしめるものであります。自來、政府は、毎年中央開拓融資保証協会に対し出資を行い、本年度までに、すでに、同協会の基金四億一千五百六十二万円のうち三億一千万円を出資して、開拓者の営農の進展に資して参つたのであります。

しかしながら、肥料の必要量を適期に投入することは、営農振興の根幹であり、開拓者の現状は、なおその資金の調達に事欠く状態であり、また、乳牛等家畜の増加に伴う飼料購入量の増大、中小家畜の導入促進の必要等から、資金需要が増加いたしてゐることにも対処いたしまして、政府は、昭和三十四年度において、一般会計からさらに八千万円を追加出資いたしまして、融資ワツクの拡大をはかり、営農資金の融通を一段と拡充し、もつて開拓者の農業生産力の発展と農業経営の安定に資しようとするものであります。

以上が、開拓融資保証法の一部を改正する法律案の提案の理由であります。

次に、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の提案理由を御説明いたします。

北海道の農業、特に畑作経営の現状は、一般に劣悪な自然条件にあるため、営農上各種の制約を受けるとともに、地力は一様に低下の傾向が見られ、いまだその自然的条件を克服し得るに至らず、冷害のつど農家経済は動揺し、農業経営は安定の域に達しておりません。

政府におきましては、このような実情と現地の寒冷地農業経営確立についての要請をも考慮して北海道寒冷地農業

について、その営農のあり方を再検討することとし、昭和三十三年度において、基本的な調査を行なつたのであります。

この調査の結果によりまして、北海道の畑作農業の現状を改善して参りますためには、土地改良等の生産の基礎条件の整備を進めることはもちろんであります。また、それと同時に地力の維持増進を基調としてそれぞれの地域の自然的経済的条件に適合する農業経営の確立をはかることが緊要であると考へられます。

以上の見地から北海道の寒冷地畑作農業振興の一環として昭和三十三年度から北海道畑作営農改善対策要綱を策定して、北海道の寒冷地畑作地域の農業者で、営農改善計画を立てその営農の改善をはかるうとするものに對して、農林漁業金融公庫より、これに必要な長期低利資金を総合的に融通するとともに、これらの農業者に対する営農技術指導を強化して、これらの地域の自然的経済的条件に適合する農業経営の確立をはかる措置を講じてきたのであります。今この措置を法律制度として確立し一そうその推進をはかることとした次第であります。

以上が、この法律案を提出するに至りました経緯と趣旨の概要であります。次に本法の骨子についてその概略を御説明いたしたいと存じます。

まず第一に、寒冷地畑作振興地域の指定につきましては、農林大臣が、北海道知事からの申請に基づき、北海道の区域内の寒冷がはなはだし畑作地域を、気象条件その他の自然的経済的条件の類似する地域ごとに、指定することとしております。

第二に、営農改善資金の貸付につきましては、農林漁業金融公庫は、寒冷地畑作振興地域の区域内の農業者で、北海道知事の認定を受けたものに對し、営農改善計画に記載された改善措置を実施するために必要な営農改善資金を総合的に貸し付けるものとし、この貸付金の貸付条件等を規定してあります。

第三に、営農改善計画の作成及び貸付適格者の認定につきましては、営農改善資金の貸付を受けようとする者は、営農改善計画を作成して、北海道知事の認定を受けることとし、その営農改善計画の内容及び北海道知事の適格者の認定の要件を規定してあります。

なお、営農改善資金の貸付適格者の認定の申請の期間は、農業者の経営の安定をすみやかに達成させるため、昭和三十三年三月三十一日までの五カ年間としてあります。

第四に、営農改善資金の貸付については、指導がこれに伴う必要がありまので、北海道知事の指導につき必要な規定を設けてあります。

以上が、この法律の主要点であります。が、農地または牧野の改良、その他農業生産の基盤の整備、新農山村建設事業、集約酪農地域酪農振興事業、その他現行の他の諸施策と密接な関連のもとに、この法律による事業を実施することにより、これら地域における農業者の営農をすみやかに改善し、その経営の安定をはかつて参りたいと存するのであります。

次は、農業災害補償法の一部を改正する法律案の提案理由でございます。が、農業災害補償制度の重要な一環で

ある家畜共済制度につきましましては、昭和三十年死亡賠償共済と疾病傷害共済の一元化が行われ、自來この制度によりましてその運営をいたして参つたのでありますが、法律上本年四月に料率の改訂を実施しなければならぬこととなつておりますので、この機会に国庫負担の方式を改善し、料率改訂に伴う農家の負担を軽減することを目的として、この法律案を提案した次第であります。

その第一は、家畜共済事業の国庫負担方式を改正しようとするものであります。現行の掛金国庫負担の方法は、牛及び馬につきまして、最低の共済金額に対応する掛金のうち死傷部分に相当する額の半分を国が負担することとなつておりますが、これを原則として農家が選ぶ共済金額に対応する掛金のうち死傷部分に相当する額の半分を国が負担することに改め、農家の負担の軽減をはかることとした次第であります。なお、他の制度における国庫負担との均衡も考慮いたしまして、国庫負担の対象となる共済掛金の限度を農林大臣が定めることとしたしております。

第二は、家畜共済の対象である乳牛につきまして、特別の助成措置を講じようとするものであります。乳牛につきましては、最近における被害率の異常な上昇によりまして、農家の支払う共済掛金の額が増加し、さきに述べました国庫負担方式の改善によりましてもおお農家負担の増加が見込まれる状況にありますので、料率改訂によって病傷の率が上昇する地域の農家に対し、その新旧料率の差に応じて掛金増加分の一定割合を補助することとした

し、恒久的制度として整備する必要があります。このほか、国庫負担方式の改正に伴う経過措置及び関係法令の整備に関する事項を規定いたしております。以上が、この法律案の趣旨でございます。

次に、繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由でございます。

政府は、昭和三十三年生糸年度における繭糸価格の安定をはかるため、第二十九特別国会において成立いたしました繭糸価格の安定に関する臨時措置法により大量の生糸及び繭の買い支えを行なつたのでありますが、結果においては内外市場の先行き不安と実需要の減退を防止することができず、根底にある需給の趨勢的な不均衡を解決する必要に迫られたのであります。政府は、ここにおきまして蚕糸業が産業として安定した基盤をもち得るため、基本的な対策を講ずる必要があると認め、最低糸価及び最低繭価を需給の均衡をはかり得る水準に改訂し、また、桑園の整理を行う養蚕農家に対する助成措置をとることによって、新しい事態に対応し価格の安定をはかるとともに、長期にわたる蚕糸業の安定をはかるための総合的な基本対策の策定につき、過日の蚕糸業振興審議会に諮って、逐次その検討に取りかかつておる次第であります。

そこで、昭和三十四年生糸年度の繭糸価格の安定対策についてであります。繭糸価格の安定法は、さきの総合的な基本対策の一環として、現制度運営の経験及び他の農産物価格安定制度との関連等も考慮して十分検討を加

え、恒久的制度として整備する必要があります。このほか、国庫負担方式の改正に伴う経過措置及び関係法令の整備に関する事項を規定いたしております。以上が、この法律案の内容について概略を申し上げます。

第一は、繭糸価格の安定に関する臨時措置法による臨時措置を昭和三十四年生糸年度の繭及びこれを原料とする生糸に適用することであり、

在する地域にありましては、国有林及び民有林相互の伐採時期のずれとか、民有林の受益者としての負担能力の問題等からして、その開設が必ずしも円滑に実施されないような場合が多く、それらの早急な開発が待たれている実情であります。

このような現状に対処いたしましては、かかる国有林と民有林とに関連する幹線林道の開設改良事業を、国有林野事業として実施するようにいたしたいのであります。

しかしながら、国有林におきましては明年度から生産力増強計画が全国的に実施される段階にあり、これらの大規模な幹線林道の開設事業を急速かつ計画的に実行することは困難でありますので、森林開発公社の組織、能力及びその豊富な経験を活用することとし、同公社に、かかる幹線林道の開設事業を委託して実施させることが適当と考えるのであります。

このような理由によりまして、森林開発公社法の一部を改正いたしたいのであります。

以下法律案の内容につきましてその概要を御説明申し上げます。まず、同公社の業務に、森林開発公社が、豊富な森林資源を有する国有林と民有林とが相接して所在しており、かつ、これらの森林の開発が十分に行われていない地域のうち、政令で定める区域内の当該森林を開発するために必要な奥地幹線林道の開設、または改良の事業、及びその開設、または改良にかかる林道で、政令で定めるものの災害復旧の事業であつて、国有林野事業として行われるものを国の委託により施行することを加えることとしたのであります。

次にこれに伴い、同公社の目的に、同公社が以上に述べました事業を行なつて、林業生産の増大に資することをあわせてその目的とする旨を加え、これに関連して必要な規定の整理をしたのであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容のおもな点であります。

次に、日本蚕繭事業団法案の提案の理由を御説明申し上げます。

現行繭糸価格安定制度のもとにおきましては、繭の価格の安定措置といつては、農業協同組合連合会が、最低繭価を維持するために乾繭を共同して保管する制度がありますが、繭の価格が最低繭価以上にある場合に、繭価を適正水準に維持するための措置はとられておりません。この繭糸価格安定制度の空白を補充して、農業協同組合連合会が繭の価格を、繭及び生糸の需給事情から見て適正な水準に実現する努力を行う場合のよりどころとなる機関として、日本蚕繭事業団を設立することとしたのであります。

次に、この法案の内容について概略を申し上げます。

第一に、この事業団の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資することとしたのであります。

第二に、この事業団の業務として、農業協同組合連合会からの委託を受けて、乾繭を売り渡し、加工し、もしくは生糸と交換し、またはその生糸を売り渡す等の操作を行うこととしたのであります。なお、この事業団の事業活動は、関連業界に及ぼす影響が大きいので、事業の規模を適正にするため、事業団が販売の委託を受けることができる限度について、そのつ

ど農林大臣の承認を受けなければなら
ないこととしております。

第三に、この事業団の組織といたし
ましては、役員の数、任免等につい
ての規定を設けるとともに、業務の円
滑適正な運営を期するため、事業団の
業務に關し学識経験を有する者十人以
内で組織する運営審議会を設けること
といたしました。

第四に、事業団の財務及び会計につ
いては、事業計画等につき、あらかじめ
農林大臣の認可を受けしめること
とし、その他借入金をするに及び余
裕金の運用等につきまして所要の監督
規定を設けることとしていたしました。

第五に、事業団を設立するため必要
な手続規定を設けております。

以上が、日本畜産事業団法案の提案
理由の説明でございます。

最後に、臨時肥料需給安定法の一部
を改正する法律案について、その提案
の趣旨を御説明を申し上げます。

臨時肥料需給安定法は、去る昭和二十
九年以来、硫安工業合理化及び硫安
輸出調整臨時措置法とともに、いわゆ
る肥料二法として、重要肥料の需給の
調整、硫安工業の合理化の促進、硫安
価格の安定等について、おおむね所期
の効果を上げて参つたのであります。
特に需給安定法に基く硫安価格の安定
については、硫安工業の合理化の進行
と、供給量の増加に伴う需給関係の改
善と相俟つて、年々、相当額の国内価
格の引き下げを見たのでありまして、
その効果は見るべきものがあつたと思
われるのであります。

需給安定法は、合理化法とともに、本
年七月末で、当初定められました五カ
年の有効期間が、切れることとなる

のであります。最近の肥料の需給事
情から考えますと、内需の所要量を維
保すると同時に、その輸出を積極的
に推進することが必要であります。一方
最近の国際競争の激化から、国内価格
と輸出価格に相当の較差が存する現状
であります。

以上の状況にかんがみまして、本年八
月以降においても、合理化法に基く硫安
工業の合理化並びに輸出の振興のため
の措置を強力に推進するとともに、需
給安定法による重要肥料の需給の調整
と国内価格の適正な水準による安定を
はかるための価格の統制を今後とも維
続する必要があるもので、需給安定法
の有効期間を五年間延長することとい
はした次第であります。なお、別に提案
いたしております硫安工業合理化及び
硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正
する法律案によりまして、同法も同じ
く五年間その有効期間を延長すること
といたしております。

次に、この法律案の内容を御説明い
たします。

第一は、この法律の有効期間を五カ
年間延長し、昭和三十九年七月三十一
日まで効力を有するものとするため、
所要の改正を行うものであります。

第二は、従来需給計画を定め、また
は変更いたしました場合、需給計画の
内容を公表することとなつておりまし
たが、これを公表することが輸出取引
上適当でないと考えられるような場合
には、関係者に通知することによつて
公表にかえることができるように改め
ることとしたのであります。

以上が、臨時肥料需給安定法の一部
を改正する法律案の趣旨でございます。

以上、農林漁業金融公庫法の一部を
改正する法律案外七件につきまして、
提案理由並びに内容の概略を御説明申
し上げました。何とぞ慎重御審議の上
にすみやかに御可決下さいますように
お願い申し上げます。

○委員長(秋山俊一郎君) これらの法
律案の審査は、日を改めて行うことに
いたします。

本日は、これをもって散会いたしま
す。

午前十一時三十六分散会

一月二十六日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、農林漁業金融公庫法の一部を改
正する法律案
一、開拓融資保証法の一部を改正す
る法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正
する法律案
農林漁業金融公庫法の一部を改
正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七
年法律第三百五十五号)の一部を次
のように改正する。

第四条第一項中「六百二十六億七
百万円」を「七百三億七百万円」に改
める。

別表中「年 七分 二十年
五年」を「年 七分 十五年

二十年」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 第四条第一項の改正に伴い政府
から出資すべき金額は昭和三十四
年度において出資するものとする。

開拓融資保証法の一部を改正する
法律案
開拓融資保証法の一部を改正す
る法律案

開拓融資保証法(昭和二十八年法
律第九十一号)の一部を次のように
改正する。

第五条第二項中「三億一千万円」
を「三億九千万円」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 第五条第二項の改正に伴い政府
から出資すべき金額は、昭和三十
四年度において出資するものとな
る。

一月二十八日本委員会に左の案件を付
託された。

一、いかにか漁業整理転換に関する諸
願(第一七五号)
一、農林水産業基本法制定促進等
に関する諸願(第一九二号)

一、系特殊機関設置反対に関する諸
願(第一九三号)(第二二〇号)
一、新日本国民厚生特別公社設立に
関する諸願(第二二〇号)

一、昭和三十四年度漁港修築予算等
に関する諸願(第二二二号)

一、木炭の価格安定対策確立等に関
する諸願(第三一〇号)

一、秋田県檜山町所在の沢ため池
買収に関する諸願(第三二二号)

一、農業共済保険予算に関する諸
願(第三二三号)(第三二四号)
一、石川県狼煙港を第四種漁港とす
る等の諸願(第四三二号)

一、水源林造成事業継続施行に関す
る諸願(第四四八号)
一、国用製糸業者への原料蘭流通措
置促進に関する諸願(第四五六号)

一、米穀予約完済制度の維持強化に
関する諸願(第四七五号)
一、琵琶湖大中之湖干拓事業実施に
伴う被害補償の諸願(第五二二号)

第一七五号 昭和三十三年十二月十
七日受理

いかにか漁業整理転換に関する諸願
諸願者 岩手県釜石市釜石第一
地割二四一釜石漁業協
同組合内 平野松之助
紹介議員 千田 正君

今般いか漁業の整理転換者は、その
整理転換に伴う補助金(漁船建造、漁
具購入費補助)並びに産船交付金、下
船手当金等をそれぞれ受領する段階に
なつたのであるが、半数に近い業者は
その対象から除外されており、しかも
今回政府の審査が、いかなる調査、い
かなる基準によつて該当船、脱着船の
決定を見たのか不明確であつて、脱着
業者として遺憾にたえないところであ
るから、政府の公平なる判断によりこ
れら脱着業者の生活の保障方をすみや
かに善処せられたいとの諸願。

第一九二号 昭和三十三年十二月十
七日受理

農林水産業基本法制定促進等に関する
諸願

請願者 山形市長 大久保伝藏
紹介議員 海野 三朗君

農林の現状と内外の諸情勢の適確なる見通しの上に、農業のあるべき目標を明示し強力抜本的な農政を確立し万全の財政的裏付けを講ずるため、(一)農林水産業基本法の制定を促進すること、(二)昭和三十四年度農林予算を増額すること、(三)農業委員会予算を増額すること、(四)酪農安定並びに畑作振興について必要な対策を講ずること、(五)備前安定措置を完全実施すること、(六)農村振興事業を拡充強化すること、(七)米穀制度について必要な措置を講ずること、(八)農村金融制度を整備拡充すること、(九)農業課税を適正に行うこと、(十)最上川水系を整理促進すること、(十一)農民養老傷害年金制度を確立すること、等について特段の配慮をせられたいとの請願。

第一九三号 昭和三十三年十二月十七日受理

請願者 山形県東陽郡宮内町 石黒義一外六名

紹介議員 海野 三朗君
さきに、閣議において備前の調整を計るための備前調整特殊機関の設置を決定し、目下その準備中とのことであるが、一方的立場から備前を維持し糸価を操作しようとするこのような特殊機関を設置することは内外の需要を著しく減退せしめるばかりでなく、蚕糸絹業の諸機構を根本的に破壊し蚕糸業を滅亡にみちびくものであるから、この

機関の設置が実現しないよう措置せられたいとの請願。

第二二〇号 昭和三十三年十二月十九日受理

請願者 山形市城北二九五番系特殊機関設置反対連盟 山形県支部内 佐藤徳助外六名

紹介議員 松澤 靖介君
この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第二二〇号 昭和三十三年十二月十七日受理

請願者 兵庫県洲本市外通町七丁目興國研究会内 南垣外四百六十一名

紹介議員 竹中 恒夫君
国民生活の安定と福祉、思想の健全化及び人情あふる社会を生み出す新しい一大基点を設定するため、国有財産中国有林野事業関係の土地及び立木竹等を主たる対象として、全国民に対し平等に無償譲渡して出資権利者とする新日本国民厚生特別公社(仮称)を設立せられたいとの請願。

第二二二号 昭和三十三年十二月十九日受理

請願者 山形市旅籠町山形県庁
昭和三十三年度漁港修築予算等に関する請願

水産課内山形県漁港協会の内 尾形六郎兵衛 松澤 靖介君 海野 三朗君

整備計画対象漁港の修築をおそくとも昭和三十七年度中に完了するため、明年度以降漁港修築事業費予算を年額六十億円計上するとともに、今後ますます増大する漁港行政事務を円滑に遂行するため、水産庁漁港課を漁港部に昇格し、さらに漁港の局部改良、海岸保全同事業の重要性にかんがみ、明年度から同事業に対し十分な予算の計上、国庫補助率の引上げ等の措置を急速かつ積極的に講ぜられたいとの請願。

第三一〇号 昭和三十三年十二月二十二日受理

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一治山会館内 三浦辰雄

紹介議員 吉田 法晴君
近年木炭の生産は、原木価格の高騰と原木林の奥地移行によつていよいよ困難の度を加えつつあると共に、木炭の価格が他の燃料に比較して安定性に乏しく常に変動しちるしいるため、ますます生産条件が悪化するのみでなく、いたずらに他燃料の進出を促進している現況であつて、生産者は、いちじるしい収入減に最低生活すら保障されない窮状にあるから、(一)木炭の価格安定対策の確立、(二)生産指導強化対策の拡充、(三)原木確保対策の確立、(四)

共済制度の実施促進、等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三一一号 昭和三十三年十二月二十二日受理

請願者 山形県東田川郡藤島町大字大川渡字前千刈一 二 成沢武雄

秋田県檜山町所在の沢ため池は、請願者成沢武雄所有のもので、大正九年完成以来山本村、八龍村及び能代市付近一帯の四百四十八町歩に対し十分ながんがいの給水を行つてゐるものである。請願者は、農地改革により広範囲な農地を失ひ、経済的に大打撃を受け困窮しているため、本ため池を国において買収されるよう適法の手続を継続してすでに八年を経過しているものであるが、これ以上買収が遷延することは精神的経済的の両面において、とうてい耐え得ないから、本ため池の国家買収がすみやかに実現するよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第三一四号 昭和三十三年十二月二十二日受理

請願者 福岡県小倉市北方八七二小倉市企救農業共済組合長 八田助太郎外七十四名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第三一三号と同じである。

第四三二号 昭和三十三年十二月十六日受理

請願者 石川県珠洲市狼煙町狼煙漁業協同組合長 前田福蔵外十五名

紹介議員 柴野和喜夫君
石川県狼煙港は能登半島の最突端に位置し、当地域漁場(内浦、外浦)への前進基地となつてゐること、富山、新潟方面の各漁船は一応当港に寄港の上天候を見定めること、漁場に近く往復復時間の短縮によつて漁獲物の鮮度を維持することが出来る外多くの利便がある上に、港内は水深も深く漁港施設に対する経費も少額でできること等の理

由により当狼煙港を第四種漁港として
すみやかに着工整備せられたいとの請
願。

第四四八号 昭和三十三年十二月二
十六日受理

水産林造成事業継続施行に関する請願
請願者 熊本市長 坂口主税外
二名

紹介議員 矢嶋 三義君
水産林造成事業が関係府県の意見に反
し、三十四年度をもつて一方的に官行
造林に切り替えられることが伝えられ
ているが、これは民有林造成計画を混
乱におとし入れその造林意欲を低下さ
せて治山治水の基本計画並びに保安林
整備計画に重大な支障をきたし、且つ
又本年のような大雪をますます増大
せしめる結果となるから、三十五年度
以降も官行造林と並行して本事業の恒
久継続はもちろん、局部的にも水源か
ん養林の造成措置について格別の配慮
をせられたいとの請願。

第四五六号 昭和三十四年一月九日
受理

国用製糸業者への原料繭流通措置促進
に関する請願
請願者 長野市妻科町長野県議
会内 風間和夫

紹介議員 木内 四郎君
長野県は、全国第一の四百有余のほ
る中小国用製糸業者を有し、従業員五
千余名を数える現状にあるが、一般の
繭糸備安定に関する臨時措置の施行に
伴う、養蚕組合連合会の原料繭自主乾
繭保管の実施により、原料繭の流通は

極度にひつ迫し、国用製糸工場は閉鎖
寸前の状態にあり、ひいては社会問題
をも誘致する実情にあるから、すみや
かに原料繭流通の措置を講ぜられ、工
場閉鎖等の悲惨事を防止せられたいと
の請願。

第四七五号 昭和三十四年一月十日
受理

米穀予約完渡制度の維持強化に関する
請願
請願者 宮崎県議会議長 坂口
仲一

紹介議員 平尾 敏夫君
食糧生産の確保ならびに農家経済の安
定を図るためには米穀予約完渡制度の
維持強化が必要であるから、本制度の
維持存続と生産費及び所得補償方式に
よる米価の決定について適切な措置を
講ぜられたいとの請願。

第五二二号 昭和三十四年一月二十
日受理

琵琶湖大中之湖干拓事業実施に伴う被
害補償の請願
請願者 滋賀県蒲生郡安土町常
楽寺七九一蒲生神崎造
船組合内 深尾多一郎
外十名

紹介議員 村上 義一君
琵琶湖大中之湖の干拓事業がいよいよ
本格的に着工されたため、同湖の漁船
並びに農船用船の新造及び修理を業と
している造船業者は、生計のみを完
封せられる結果となり、死活問題とな
っているから、すみやかに同湖干拓事
業の実施に伴って生ずる被害の補償を

造船業者に対して講ぜられたいとの請
願。

一月二十九日予備調査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、北海道寒冷地畑作営農改善資金
融通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融
通臨時措置法案
通臨時措置法案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融
通臨時措置法案
融通臨時措置法案

第一条 この法律は、北海道の区域
内の寒冷地はなほはしい特定の畑
作地域を寒冷地畑作振興地域として
指定し、その地域内の農業者で
営農改善計画をたてこれに基づきそ
の営農の改善を図るうとするもの
に、農林漁業金融公庫が、必要な
資金を長期かつ低利で貸し付ける
ことにより、その地域における農
業者の経営の安定を図ることを目
的とする。

(寒冷地畑作振興地域の指定)

第二条 農林大臣は、北海道の区域
内の寒冷地はなほはしい畑作地域
(その地域内の農業者の全部又は
大部分が主として畑又は牧野につ
き耕作又は養畜の事業を行つてい
る地域をいう。)で政令で定める基
準に適合するものを、北海道知事
からの申請に基づき、気象条件そ
他の自然的経済的条件の類似する
ものごとに、寒冷地畑作振興地域
として指定する。

2 前項の規定による寒冷地畑作振

興地域の指定は、告示をもつてし
なければならぬ。

(貸付)

第三条 農林漁業金融公庫(以下「公
庫」という。)は、寒冷地畑作振興
地域の区域内において主として畑
又は牧野につき耕作又は養畜の事
業を行う者で第六條第一項の認定
を受けたものに対し、この法律の
定めるところにより、当該認定に
係る営農改善計画に記載された同
条第二項第四号の改善措置を実施
するために必要な資金で農林漁業
金融公庫法(昭和二十七年法律第
三百五十五号)第十八条第一項第
一号又は第八号に掲げるものの貸
付を行うものとする。

(貸付条件)

第四条 前条に規定する者に対し同
条に規定する資金(以下「営農改善
資金」という。)の貸付を行う場合
における貸付金の利率は年七分以
内、その償還期間(据置期間を含
む)は二十年以内、その据置期間
は五年以内において、それぞれ公
庫が定めるものとする。

(貸付金額等の決定)

第五条 公庫は、第三條に規定する
者に対し営農改善資金の貸付を行
う場合には、貸付の申込をした者
につき、次条第一項の認定に係る
営農改善計画を参照して、貸付金
額及び償還期間その他の貸付条件
を定めなければならない。

(貸付資格の認定)

第六条 営農改善資金の貸付を受け
ようとする者は、農林省令で定め
る手続により、営農改善計画を作
成し、これを申請書に添え、北海

道知事に提出して、当該貸付を受
けることが適当である旨の北海道
知事の認定を受けなければならない
い。

2 前項の営農改善計画には、次に
掲げる事項を記載しなければならない
い。

一 農業経営の状況

二 資産及び負債の状況

三 収入及び支出の状況

四 当該寒冷地畑作振興地域の寒
冷な気象条件その他の自然的経
済的条件に適合する営農条件に
応ずる農業経営の確立を図るた
めに必要な改善措置

五 営農改善資金の額並びにその
貸付を受けた場合における貸付
金の使用計画及び償還計画

六 第四号の改善措置に必要な資
金で営農改善資金以外のものの
額及び調達方法

七 その他農林省令で定める事項

8 第一項の認定の申請は、昭和三十
四年三月三十一日までにするも
のとする。

第七条 北海道知事は、前条第一項
の規定により認定の申請があつた
ときは、その申請に係る事項が次
の各号の要件をみたす場合に限
り、同項の認定をするものとな
る。

一 営農改善計画に記載された前
条第二項第四号の改善措置が当
該寒冷地畑作振興地域の寒冷な
気象条件その他の自然的経済的
条件に適合する営農条件に必ず
要かつ適当なものであること。
二 営農改善計画が適正に作成さ

れており、かつ、申請者がこれを達成する見込が確実であること。

三 申請者が営農改善計画を達成するためには、当該貸付を受けることが必要であつて他に適当な方法がないこと。

(指導等)

第八条 北海道知事は、営農改善資金の貸付を受けようとする者又はその貸付を受けた者(その者の一般承継人を含む。)からの申出があつたときは、その者に対し、営農改善計画の作成又はその達成につき必要な指導をするものとする。

2 北海道知事は、営農改善資金の貸付を受けようとする者の営農改善計画の作成に資するため、寒冷地畑作振興地域域内に、当該寒冷地畑作振興地域域の区域内において主として畑又は牧野につき耕作又は養畜の事業を行う者の営農の改善の目標として、その寒冷な気象条件その他の自然的経済的条件に適応する営農条件に應ずる営農方式の例を作成することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の規定により公庫が行う資金の貸付についての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項及び第三十条第二項第一号の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第

号)」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法」とする。

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案

一、蘭系価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

一、森林開発公団法の一部を改正する法律案

一、日本蚕繭事業団法案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「第百十四条第一項第一号の定款等で定める共済掛金の」を削り、「相当する金額」の下に「(その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を加える。

第百五十条の次に次の一条を加える。

第百五十条の二 国庫は、当分の間、予算の範囲内で、昭和三十四年に行われる第百十五条第四項の規定による共済掛金標準率の一般改訂によりその地域に適用される同条第一項第一号の共済掛金標準率甲のうち疾病及び傷害によ

る損害に対応する部分の率と同項第二号の共済掛金標準率乙とを合計した率(以下この項において「病傷率」という。)に変更があつた地域内に住所を有する組合員等であつて乳牛の雌を死産病傷共済に付しているものに対し、当該変更による病傷率の増加の割合に応じて政令で定めるところにより算出される金額の補助金を交付することができる。

前項の規定により組合員等に交付すべき補助金は、これを当該組合員等に交付するのに代えて、当該組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てるため当該組合等にこれを交付し、又は当該組合等が農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会にこれを交付することができる。

第一項の規定による補助金に相当する金額は、毎年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に死産病傷共済に付されている牛又は馬についての昭和三十四年三月三十一日の属する共済掛金期間に係る共済掛金に関する国庫の負担については、なお従前の例による。

3 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「農業災害補償法

の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第九十五号)附則第八項」を「農業災害補償法第百五十条の二第一項」に改める。

4 農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八項及び第九項を削り、附則第十項を第八項とする。

5 改正前の農業災害補償法の一部を改正する法律附則第八項の規定による補助金で昭和三十三年以前年度の年度に係るものについては、なお従前の例による。

蘭系価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

蘭系価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

蘭系価格の安定に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十三年産の蘭及びこれを原料とする生糸」を「昭和三十三年産及び昭和三十四年産の蘭並びにこれらを原料とする生糸」に改める。

第二条第二項中「昭和三十四年五月三十一日」を「昭和三十五年五月三十一日」に改める。

第三条第二号中「一万一千二百五十トン」を「昭和三十三年産の蘭のうち一万一千二百五十トン」に、「数量」を「数量のもの」に改める。

第五条第一項中(政令で数量を定めた場合において、その政令で定め

同年四月一日から五月三十日までの範囲内において政令で定める期日)を「又は昭和三十五年五月三十一日(政令で、数量及び昭和三十四年四月一日から五月三十日まで又は昭和三十五年四月一日から五月三十日までの範囲内で期日を定めた場合には、その政令で定める数量の範囲内のものについては、当該政令で定める期日)」に改める。

第五条第三項中「二百億円」を「昭和三十四年五月三十一日を経過してなお社会が保管するもの(第一項の規定により政令で数量及び昭和三十四年四月一日から五月三十日までの範囲内の期日が定められた場合には、その政令で定める期日から同年五月三十一日までに政府が買い入れるものを含む。)」については「二百億円、昭和三十五年五月三十一日を経過してなお社会が保管するもの(同項の規定により政令で数量及び昭和三十五年四月一日から五月三十一日までの範囲内の期日が定められた場合には、その政令で定める期日から同年五月三十一日までに政府が買い入れるものを含む。)」については「五十億円」に改める。

第五条第四項中「昭和三十四年六月三十日」を「昭和三十四年五月三十一日」を経過してなお保管する生糸又は乾繭にあつてはその日から同年六月三十日まで、昭和三十五年五月三十一日を経過してなお保管する生糸又は乾繭にあつてはその日から同年六月三十日まで、第一項の規定により政令で数量及び期日が定められた場合にその政令で定める期日を経過してなお保管する生糸又は乾繭で当

該政令で定める数量の範囲内のものに
あつては当該政令で定める期日か
らそれぞれその期日を含む年の六月
三十日に改める。
第九条中「昭和三十四年五月三十
一日」を「昭和三十五年五月三十一
日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

森林開発公団法の一部を改正する
法律案
森林開発公団法の一部を改正す
る法律

森林開発公団法（昭和三十一年法
律第八十五号）の一部を次のように
改正する。

第一条中「開発して、林業生産の増
大と林業経営の改善に資するため、
余剰農産物資金融通特別会計等から
資金の融通を受け、」を「開発するた
めに必要な」、「行ふこと」とを「行ふ
とともに、国からの委託を受けて、
豊富な森林資源を有する国有林と民
有林とが相接して所在する特定の地
域内におけるこれらの森林を開発す
るために必要な林道の開設、改良及
び復旧の事業を行い、もつて林業生
産の増大に資すること」に改める。

第十八条第一項第五号中「前四号」
を「前各号」に改め、同号を同項第六
号とし、同項第四号の次に次の一号
を加える。
五 豊富な森林資源を有する国有
林（森林法（昭和二十六年法律第
二百四十九号）第二条第三項に
規定する国有林をいう。）と民有
林（同項に規定する民有林をい

う。）とが相接して所在して
おり、かつ、これらの森林の開発
が十分に行われていない地域の
うち政令で定める区域内の当該
森林を開発するために必要な奥
地幹線林道の開設又は改良の事
業及びその開設又は改良に係る
林道で政令で定めるものの災害
復旧の事業であつて、国有林野
事業（国有林野事業特別会計法
（昭和二十二年法律第三十八号）
第一条第二項に規定する国有林
野事業をいう。）として行われる
ものを国の委託により行ふこと。
附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

日本蚕繭事業団法案 日本蚕繭事業団法

目次

第一章 総則（第一条—第八条）	一
第二章 役員等（第九条—第二十 二条）	二
第三章 業務（第二十三条—第二 十五条）	三
第四章 財務及び会計（第二十六 条—第三十四条）	四
第五章 監督（第三十五条—第三 十六条）	五
第六章 雑則（第三十七条—第三 十八条）	六
第七章 罰則（第三十九条—第四 十二条）	七
附則	
第一章 総則	
第一条 日本蚕繭事業団は、養蚕業	

の経営の安定に資するため、農業
協同組合連合会からの委託による
乾繭の売渡、乾繭の生糸への加工
及びその加工に係る生糸の売渡等
の操作を行うことにより、適正な
繭価水準の実現を図ることを目的
とする。
（法人格）
第二条 日本蚕繭事業団（以下「事業
団」という。）は、法人とする。
（事務所）
第三条 事業団は、主たる事務所を
東京都に置く。
2 事業団は、必要な地に従たる事
務所を置くことができる。
（資本金）
第四条 事業団の資本金は、十億円
とし、政府がその全額を出資す
る。
（定款）
第五条 事業団は、定款をもつて次
の事項を規定しなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金及び資産に関する事項
五 役員及び運営審議会に関する
事項
六 業務及びその執行に関する事
項
七 財務及び会計に関する事項
八 公告に関する事項
九 定款の変更に関する事項
2 定款の変更は、農林大臣の認可
を受けなければ、その効力を生じ
ない。
（登記）
第六条 事業団は、政令で定めると

ころにより、登記をしなければなら
ない。
2 前項の規定により登記をしなけ
ればならない事項は、登記の後で
なければ、これをもつて第三者に
對抗することができない。
（名称の使用制限）
第七条 事業団でない者は、日本蚕
繭事業団という名称を用いてはな
らない。
（民法の準用）
第八条 民法（明治二十九年法律第
八十九号）第四十四条（法人の不法
行為能力）及び第五十条（法人の住
所）の規定は、事業団に準用す
る。
第二章 役員等
（役員）
第九条 事業団に、役員として、理
事長一人、理事二人以内及び監事
一人を置く。
（役員の職務及び権限）
第十条 理事長は、事業団を代表
し、その業務を総理する。
2 理事は、理事長の定めるところ
により、理事長を補佐して事業団
の業務を掌理し、理事長に事故が
あるときはその職務を代理し、理
事長が欠員のときはその職務を行
う。
3 監事は、事業団の業務を監査す
る。
（役員の任期）
第十一条 理事長及び監事は、農林
大臣が任命する。
2 理事は、理事長が農林大臣の認
可を受けて任命する。
（役員の任期）
第十二条 理事長及び理事の任期

は、三年とし、監事の任期は、二
年とする。ただし、補欠の役員の
任期は、前任者の残任期間とす
る。
2 役員は、再任されることができ
る。
（役員の欠格事項）
第十三条 国会議員、国家公務員
（審議会、協議会等の委員その他
これに準ずる地位にある者で、非
常勤のものを除く）、地方公共団
体の議会の議員又は地方公共団体
の長若しくは常勤の職員は、役員
となることができない。
（役員の解任）
第十四条 農林大臣は、理事長又は
監事が前条の規定により役員とな
ることができない者に該当するに
至つたときは、これを解任しなけ
ればならない。
2 理事長は、理事が前条の規定に
より役員となることができない者
に該当するに至つたときは、これ
を解任しなければならない。
第十五条 農林大臣は、理事長若し
くは監事が心身の故障のため職務
を執行することができないと認め
るとき、又は理事長若しくは監事
に職務上の義務違反その他理事長
若しくは監事たるに適しない非行
があると認めるときは、これを解
任することができる。
2 理事長は、理事が心身の故障の
ため職務を執行することができな
いと認めるとき、又は理事に職務
上の義務違反その他理事たるに適
しない非行があると認めるとき
は、農林大臣の認可を受けて、こ
れを解任することができる。

(役員等の秘密保持義務)

第十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十七条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十九条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(運営審議会)

第二十条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員十人以上で組織する。

5 委員は、事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6 委員の任期は、一年とする。

7 第十二条第一項ただし書及び第二項並びに第十五条第二項の規定は、委員について準用する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十一条 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関し知得した秘密を漏らしてはならない。

(役員及び職員の地位)

第二十二条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農業協同組合連合会からの委託を受けて、乾籾を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること。

二 前号の委託による加工又は交換に係る生糸を当該農業協同組合連合会からの委託を受けて売り渡すこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(受託数量の限度)

第二十四条 事業団は、前条第一号に掲げる業務を行う場合には、農林省令で定める基期ごとに、あらかじめ、籾及び生糸の需給事情からみて適正と認められる籾価水準の実現を図ることを旨として、同号の委託を受ける乾籾の数量の限度を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、前項の承認を受けた数量の範囲内でなければ、前条第一号の委託を受けることができない。

数量の範囲内でなければ、前条第一号の委託を受けることができない。

(業務方法書)

第二十五条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十六条 事業団の事業年度は、毎年六月一日に始まり、翌年五月三十一日に終る。

(収入及び支出の予算等の認可)

第二十七条 事業団は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十八条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十九条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後一月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成

した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十一条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ、

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)

第三十二条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 農林中央金庫又は農林大臣の指定するその他の金融機関への預金

二 国債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十三条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第三十四条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十五条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第三十六条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十七條 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十八條 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五條第二項、第二十五條第一項、第二十七條又は第三十一條第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第二十四條第一項、第二十九條第一項又は第三十三條の承認をしようとするとき。

三 第三十二條第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

四 第二十五條第二項又は第三十四條の農林省令を定めようとするとき。

第七章 罰則

第三十九條 第二十一條の規定に違反してその職務に関して知得した秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十條 第三十六條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十一條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければ

ならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第六條第一項の政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第二十三條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十五條第二項の命令に違反したとき。

第四十二條 第七條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二條 農林大臣は、第十一條第一項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとす

る。

第三條 農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

第四條 設立委員は、定款を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受け

たときは、政府に対し、出資金の払込を求めなければならない。

3 政府は、前項の規定により出資金の払込を求められたときは、第四條の規定による出資金の全額を払い込まなければならない。

4 設立委員は、前項の規定による出資金の払込があつた日において、その事務を附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

5 第三十八條の規定は、第一項の認可をしようとする場合に準用する。

第五條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第四項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六條 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第七條 この法律の施行の際現に日本蚕繭事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第七條の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第八條 事業団の最初の事業年度は、第二十六條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十一年五月三十一日に終るものとする。

第九條 事業団の最初の事業年度の

収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第二十七條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「石炭鉱業整備事業団」の下に、「日本蚕繭事業団」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に、「日本蚕繭事業団法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ三ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ三 日本蚕繭事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十二條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「日本貿易振興会」の下に、「日本蚕繭事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十三條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「日本貿易振興会」の下に、「日本蚕繭事業団」を加える。

法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「日本貿易振興会」の下に、「日本蚕繭事業団」を加える。

二月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案

臨時肥料需給安定法(昭和二十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第六項及び第四條第二項中「公表し」を、「政令の定めるところにより、公表し、又は関係者に通知し」に改める。

附則第二項中「昭和三十四年七月三十一日」を「昭和三十九年七月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、農地造成開田事業を非補助土地改良事業助成措置要綱による助成対象とするの請願(第五七九号)

一、新潟県の消費者米価の丁地復元に
関する請願(第六二〇号)

第五七九号 昭和三十四年一月二
十六日受理

農地造成開田事業を非補助土地改良事
業助成措置要綱による助成対象とする
の請願

請願者 岩手県議會議長 金子

太右衛門

紹介議員

川村 松助君

岩手県における農地造成開田事業は、
農林漁業資金制度の発足以来急激に増
加し、昭和三十二年までの施行実績
は三千三百余町歩、事業費十一億余万
円三十三年度の施行予定は八百余町
歩、三億五千余万円に及んでおり、な
お今後年々七百町歩内外、事業費二億
五千余万円の事業費が予定されている
が、本事業が一般補助の対象外となつ
ているため、その資金は農林漁業融資
によるほかに、関係農民は償還に困
窮している現況であるから、昭和三十
四年度から農地造成開田事業を非補助
土地改良事業助成措置要綱による助成
の対象とせられたいとの請願。

第六二〇号 昭和三十四年一月二十
七日受理

新潟県の消費者米価の丁地復元に関す
る請願

請願者 新潟県議會議長 岡田

幸平

紹介議員

小柳 牧衛君

新潟県の消費者米価は、昭和三十二年
十月から丙地価格に改訂されたが、産
業、経済、消費者家計等本県と同一条

件にある東北各県が丁地価格の取扱い
を受けていることとの均衡、並びに基
本希望割当に対する買受け日数が丙地
十七県中最下位にある実態にかんがみ
て極めて不合理かつ遺憾であり、さら
に近時やみ米価格がいちじるしく低落
し、やみ米価格と配給米価格との差が
一層大きくなつたことに伴い、丙地価
格取扱いはやみ米の流通を防止し、米
穀の円滑な集荷を促進し、もつて米穀
管理制度の維持を図る上に重大な障害
となつてゐるから、本県の消費者米価
を従前の丁地取扱いに復元せられたい
との請願。